

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十九条第二項の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第六十七号（管理規程の細目を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
電気通信事業法施行規則第二十九条第二項に規定する細目は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。		〔同上〕	
一 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること	〔1〕～〔10〕 略 〔11〕 経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査（デジタル技術の活用による点検及び検査を含む。）に関する（予備設備への切替動作の確認（デジタル技術の活用による確認を含む。）に関する）ことを含む。 〔12〕 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検（デジタル技術の活用による点検を含む。）に関すること	一 事業用電気通信設備の設計、工事、維持及び運用に関すること	〔1〕～〔10〕 同上 〔11〕 経年劣化による自然故障等を考慮した設備の定期的な点検及び検査に関する（予備設備への切替動作の確認に関する）ことを含む。 〔12〕 設備を設置する建築物及び空気調和設備の定期的な保全点検に関すること
〔略〕	〔13〕・〔14〕 略	〔同上〕	〔13〕・〔14〕 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

この告示は、公布の日から施行する。